

一般社団法人 全日本愛鱗会

表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本愛鱗会（以下本会という）の運営発展に功労のあった、会員並びに会員以外の協力者を表彰することについて定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、特別表彰・一般表彰・記念表彰及び協力者表彰の4種類とする。

2. 特別表彰を除き、表彰に該当する事由がある場合は重ねて表彰することができる。

(表彰の時期)

第3条 表彰の時期は、通常毎年6月に開催する定期総会時に行う。

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、日鱗賞とする。

2. 日鱗賞は、「(年号)〇〇年度日鱗賞」と称し、次に該当する者の中から毎年2名以内を選考する。

(1) 支部長・各局部員・委員（旧委員会委員を含む）・本部役員としての経歴通算が10年以上あり、定款に定める本会の目的・事業の達成に寄与する諸活動に尽力し、推奨に値する顕著な功績がある者

(一般表彰)

第5条 一般表彰は、一般功労表彰・会員増強表彰とする。

2. 一般功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体に対して行う。

(1) 事務局を除く各局・部・委員会等の担当する諸活動に尽力し、特に著しい功績がある者

(2) 国際錦鯉品評会を担当し、優秀な成果を収めた地区（支部）

(3) 本会に対し、高額（50万円以上）の金品を寄贈した会員

3. 会員増強表彰は、会員（個人賛助会員を除く）の増強に努め、その実績が優秀な支部・分会または個人に対して行い、当該支部長の申請によって審査する。

表彰対象となる会員増強数は、表彰の年の前年度末会員数が、前々年度末会員数と比較して増強され、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 10名以上の会員を増強した支部

(2) 5名以上の会員を増強した分会

(3) 3名以上を新（再）入会させた会員

4. 表彰の年の前々年度において、支部においては10名以上、分会においては5名以上の会員減があった場合は、表彰対象から除く場合がある。

(記念表彰)

第6条 記念表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体に対して行う。

(1) 支部長・各局（部）員・委員（旧委員会委員を含む）または本部役員としての経歴通算が10年以上あり、著しい功績があった者

- (2) 前年度末までの5年間にわたり、100名以上の会員（個人賛助会員を除く）を維持した支部
- (3) 地区・支部等の諸事業活動等について永年にわたり貢献し、その功績が他の模範となる者で、支部長が推薦する本部会員歴10年以上の者

（協力者表彰）

第7条 協力者表彰は、本会の各種事業活動等に対する協力・援助その他により、本会の発展に貢献した部外の個人または団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 錦鯉の品種改良並びに飼育について画期的な機材器具・飼料等の開発改良、有益な図書・出版物の著述・発行等において功労のあった個人または団体
- (2) 錦鯉の病理、治療対策及び薬剤等の研究開発において功労のあった個人または団体
- (3) 本会对し、高額（50万円以上）の金品を寄贈した個人または団体
- (4) 年間5名以上の新会員を入会させた者
- (5) その他本会の各事業に対し、特別の協力を行った個人または団体

（表彰の要領）

第8条 各表彰の要領は、次のとおりとする。

- (1) 特別表彰には、表彰状及び記念品を贈る。
- (2) 一般表彰において授賞する個人または団体には、表彰状を贈るほか、記念品を添えることができる。
ただし、一般功労表彰第3号該当者（高額の高額金品寄贈者）には感謝状及び記念品を贈る。
- (3) 協力者表彰において授賞する個人または団体には、感謝状を贈るほか、記念品を添えることができる。
- (4) 各授賞者が表彰前に死亡した場合は、生前の日にさかのぼって表彰するものとする。

（表彰審査委員会）

第9条 表彰に関する事項を審査するため、表彰審査委員会（以下審査委員会という）をおく。

2. 審査委員会は、会長を委員長とし、副会長・専務理事・常務理事及び各局長をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。
3. 審査委員会に関する庶務事項は、本部事務局が行う。

（表彰の経費）

第10条 表彰に要する経費は、一般予算に計上する。

（細 則）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

1. この規程は、平成6年1月23日改正し、即日施行する。
1. この規程は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。